

介護サービスを利用したい

要介護・要支援認定を受けた方は、要介護度によって決められた支給額の範囲内で、訪問での介護、入浴や看護などのサービスを利用できます。

自己負担割合は、原則として1割（65歳以上で一定以上の所得者は2割、現役世代並みの所得者は3割）であり、軽減制度を利用できます。

また、介護保険は、65歳以上の方が要介護・要支援認定を受けた場合や、40歳から64歳までの方で医師にがん等と診断され、要介護・要支援認定を受けた場合にも対象になります。



◎介護サービスについて相談したい

➡介護サービスに関する全般的な相談

問合せ先

各市町村【介護保険担当課】（P51参照）
地域包括支援センター（P57～P60参照）※

※介護サービスだけではなく、高齢者の生活や権利擁護などの幅広い相談に応じます。

◎介護サービス費及び介護予防サービス費の負担を減らしたい

➡高額介護・高額介護予防サービス費

介護サービスを利用した場合の自己負担額には、上限が設けられています。1か月に支払った自己負担額の合計が上限を超えたときは、超えた分が後日払い戻される仕組みです。

この制度の適用対象となった場合、各市町村から通知があります。

払い戻しを受けるためには申請が必要ですが、一度申請すれば、次回以降、手続きの必要はありません。

問合せ先

各市町村【介護保険担当課】（P51参照）

◎医療費及び介護費の負担を減らしたい

➡高額介護合算療養費制度

医療保険及び介護保険によるサービスを受ける方の経済的負担を減らすために、かかった費用の合算額について所得に応じた負担の上限を決めた制度です。

対 象	公的医療保険と介護保険の両方を利用している方
主な仕組み	1年間（8月1日から翌年7月末日まで）にかかった医療費、介護費の自己負担（保険適用のもの）が限度額を超えた場合に利用可能
問合せ先	各市町村【介護保険担当課】（P51参照） 加入する公的医療保険の窓口 （保険証に記載されていますのでご覧ください）

◎介護タクシーを使いたい

介護タクシーは、通院・退院・転院や生活する上で必要な行為に伴う外出の際に、車いすやストレッチャーのまま乗ることができます。

介護タクシーの利用では、介護保険が適用になる場合とならない場合があります。

【介護保険適用の場合】

通院等乗降介助の介助料金は介護保険の対象となります。走行料金は介護タクシー会社により異なります。ご利用前に、担当のケアマネジャーにご相談ください。

【介護保険適用外の場合】

ご利用前に、介護タクシー会社にご確認ください。詳しくは、がん相談支援センター（P11～13 参照）にお問合せください。